

# 宮古島市「閑散期におけるスポーツ合宿誘致検証委託業務」 仕様書

## 1 業務名

本委託業務は、宮古島市「閑散期におけるスポーツ合宿誘致検証委託業務」（以下「本業務」という。）という。

## 2 目的

宮古島市（以下「本市」という。）には、亜熱帯地域特有の自然環境や世界的にも有数の美しいビーチを目的とした観光客が数多く来島し、1年間のうち特に夏場における宿泊施設の予約状況は好調に推移し、観光産業の発展が著しい状況となっている。また、例年4月に開催されるトライアスロンなどのスポーツイベントの集客力や、冬場のスポーツ合宿に適した年間を通しての温暖な気候は本市の強みとなっている。

その一方で、閑散期といわれる冬場には観光客数が落ち込むことが課題となっており、その改善が求められている。加えて地域経済へのインパクトを強めるためには、短期滞在型から長期滞在型への変革も大きな課題となっている。

本業務は、本市が有する自然環境や温暖な気候を活用することで閑散期における来島を促し、長期滞在型スポーツ合宿誘致を推進することで、年間で島外からの誘客を図るものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

## 4 提出書類

受託者は、本業務の契約時、着手時、完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者等の通知届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届（納品書を含む）
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (7) その他、委託者が指示する書類

## 5 業務内容

### ① 各種スポーツにおけるスポーツ合宿ニーズ調査に関する業務

#### 1) 多様なスポーツにおけるスポーツ合宿に関するニーズ調査

- ✓ 屋内スポーツについて、スポーツ合宿のニーズ調査を行う。
- ✓ 屋外スポーツ（スポーツ施設を利用するスポーツ）について、スポーツ合宿のニーズ調査を行う。
- ✓ 屋外スポーツ（スポーツ施設を利用しないスポーツ）について、スポーツ合宿のニーズ調査を行う。

#### 2) ニーズ調査を基にしたモニター合宿に関する業務

- ✓ ニーズ調査等に基づき、本市においてスポーツ合宿の実施可能性の高いスポーツを選定する。
- ✓ 選定されたスポーツについて、モニターとなる国内競技団体を本市へ誘致し、長期滞在型（原則7泊以上の）スポーツ合宿を実施する。スポーツ合宿実施にあたっては、市内競技団体等の関係者と十分に調整を行うこと。
- ✓ モニターのスポーツ合宿を行った競技者へアンケートを実施する。アンケートの内容については市と協議のうえ決定すること。

### ② 各種スポーツにおけるスポーツ合宿実現可能性に関する業務

#### 1) スポーツ合宿可能性検討

- ✓ 本市のスポーツ施設や公道においてスポーツ合宿を行う者の視点から、改善すべき点や、強化すべき点を抽出する。
- ✓ 本市における効果的・効率的なスポーツ合宿のあり方について検討する。
- ✓ 本市のスポーツ合宿受入について、有効と考えられる取組を検討する。
- ✓ スポーツ合宿誘致の取組強化について、今年度導入予定のスポーツ施設に係る予約システムの効果的な利活用手法を検討する。

#### 2) 市内での宿泊や移動手段に関する検討

- ✓ スポーツ合宿受入に係る宿泊事業者やバス運営会社等交通事業者の意向を調査する。
- ✓ 本市のスポーツ合宿に関して宿泊事業者等による、いわゆる合宿プランの商品化に係る課題を抽出する。
- ✓ 本市で実施するスポーツ合宿に関して、市外競技団体のニーズを満たす合宿プラン（案）について検討する。

#### 3) 長期滞在型スポーツ合宿誘致に向けた課題の抽出

- ✓ 長期滞在によるスポーツ合宿に係る課題を抽出する。課題の抽出にあたっては、市内の関係者や市外競技団体の意見を十分に考慮すること。
- ✓ 合宿期間中に実施する市内の同一競技者や、児童・生徒との交流の効果的なあり方について検討する。
- ✓ 市内の観光地巡りや文化的な体験を組み合わせたスポーツ合宿の可能性について検討する。

### ③ スポーツ合宿誘致の国際的な展開に関する業務

#### 1) 外国人によるスポーツ合宿実施に係る課題の整理

- ✓ 外国人による本市でのスポーツ合宿の際に生じると考えられる課題を抽出・整理する。

#### 2) 国際線が就航している下地島空港を活用したスポーツ合宿誘致の可能性検討

- ✓ 下地島空港を活用した本市へのスポーツ合宿誘致の可能性について検討する。
- ✓ また、新たな国際線誘致に係る取組に対し、スポーツ合宿誘致の取組を連携させるための効果的な手法について検討する。

### ④ 業務執行における市との協議

- ✓ 業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。
- ✓ 協議は業務期間内3回以上を基本とする（宮古島市において行う場合、受託者の協議への参加人数は原則2名以内とする）。

### ⑤ 報告書の作成

- ✓ 業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

### ⑥ その他の追加提案

- ✓ 仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案すること。

## 6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は宮古島市の帰属とする。

## 7 納入場所

宮古島市 観光商工スポーツ部 スポーツ振興課

## 8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

## 9 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。